

2021年度 学生の学業継続支援のための特別措置(給付金)募集要項 【学部学生対象】

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に家計が急変した世帯の学生の修学継続を支援するため、下記のとおり募集します。

※別紙「2021年度学生の学業継続支援のための特別措置(給付金)の申請にかかる Q&A」もご覧ください。

※在留資格が「留学」の学部学生は国際交流センターで受付

出願資格	<p>次の①～⑦を全て満たしていること。</p> <p>① 本学学部学生であること。</p> <p>② 2021年度秋学期に休学または留学をしていないこと。</p> <p>③ 2021年度秋学期に次の奨学金を受給していないこと。 「獨協大学学部奨学金」「高等教育の修学支援新制度」「大学推薦の民間奨学金(給付)」 2021年度秋学期募集の奨学金に奨学生として採用された場合は、本特別措置(給付金)の採用を取り消します。</p> <p>④ 最短修業年限で卒業が見込まれること(休学期間は除く)。</p> <p>⑤ 生計維持者(父および母、ひとり親の場合はいずれか)の2019年および2020年の世帯所得が、給与所得者の場合は、源泉徴収票の支払金額が1,144万円以下、給与所得者以外の場合は所得金額が736万円以下であること。</p> <p>⑥ 主たる生計維持者(父または母のうち、所得の高い者)の2020年所得金額または2021年所得見込額が以下に該当すること。 ・給与所得者 500万円以下(支払金額) ・給与所得者以外 355万円以下(所得金額)</p> <p>⑦ 次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援を受けていること。 イ. 主たる生計維持者(上記⑥と同じ)の2021年所得見込額が、2020年所得金額と比較し1/2以下となっていること。 ウ. 主たる生計維持者(上記⑥と同じ)の2021年所得見込額が、2019年所得金額と比較し1/2以下となっていること。 エ. 主たる生計維持者(上記⑥と同じ)の2020年所得金額が、2019年所得金額と比較し1/2以下となっていること。</p>
提出書類	<p>【①②③は全員が提出する書類】</p> <p>①2021年度学生の学業継続支援のための特別措置(給付金)申請書</p> <p>②生計維持者(父および母、ひとり親の場合はいずれか)の、2019年および2020年の所得が記載されている「所得証明書」または「課税・非課税証明書」(市区町村役場で取得) ※無収入の場合は合計所得金額や所得割が「0円」と記載されていること。「*」「-」「空白」は不可。</p> <p>③振込依頼書(三菱UFJ銀行に口座がない場合は、口座を開設すること)</p>

	<p>【④⑤⑥は該当者のみ提出】</p> <p>④<出願資格⑦アの場合> 国・地方公共団体またはその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(コピー可) 例：緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予、持続化給付金など</p> <p>⑤<出願資格⑦イまたはウの場合> 2021年給与所得見込額がわかるもの。所得見込証明書(雇用主が発行)や、2021年1～10月の給与・賞与明細書のコピー、給与所得者以外の者は、2021年1～10月の帳簿等のコピー。</p> <p>⑥日本国籍を有していない者は、在留資格および在留期間が記載されている証明書。在留期間は、期限切れになっていないこと。</p>
選考	2021年度春学期までのGPA、修得単位数、および経済的困窮度を勘案して総合的に選考する(採用枠には限りがある)
支援金額	一律30万円を給付する。ただし、採用決定後2021年度末までに退学・休学・未納除籍となった場合は採用が取り消され、全額返還しなければならない。
申請期間	2021年11月10日(水)～11月22日(月)(郵送の場合は必着)
結果発表	2021年12月8日(水)PorTaⅡの「あなたへのお知らせ」に通知
振込日	2021年12月17日(金)予定
申請書類提出先	学生課奨学係窓口に提出、または下記住所にレターパックで郵送 住所：340-0042 埼玉県草加市学園町1-1 獨協大学学生課奨学係 電話番号：048-946-1671

※申請書類に不備がある場合は、選考対象外となります。
不備があっても、学生課から連絡はしません。